小田原市報

第29号
発行所
小田原市役所
小田原市幸1の138
編集兼発行人
石井重治
印刷人
石橋貞吉
定価一部三圓

全国一齊商業調査実施

九月一日現在

調査の法的根拠
統計法（昭和二十二年法律第十八号）にもとづいて、商業調査規則（昭和二十七年八月十三日通商産業省令第六十号）が制定され、これによって調査が行われます。

調査の目的
商業調査は我が国商業の実態を明らかにし、国の通商産業行政上、或は経済施策上の資料として役立て、又我が国商業事情を海外に紹介する基礎資料ともなります。

（註）なお、提出された調査表は徴税、資材の割当、その他個々の事業主の利害に関するような目的に使ってはならないと統計法第十五条に明示されてあります。

調査の期日
来る九月一日現在

調査の範囲
一定の場所を持って、主として卸売および小売「物品の仕入販売（製造小売を含む）又は物品の売買代理や仲立」を営んでいる商業事業所（商店）を調査します。

調査の對象となるもの
1. 卸売業
㋑通常の卸売業
仕入商品を小売業者又は他の卸売業者に販売する業者
㋺特殊卸売業
鉱工業会社の販売支所および販売事務所
製造問屋
建設資材の販売業
貿易業
2. 小売業
㋑各種商品小売業
衣、食、住の各種の商品を同程度に販売する百貨店及びよろず屋
㋺専門品小売業
洋品雑貨店、小間物店、荒物雑貨店、洋服店、呉服店、魚屋、果物屋、金物屋、菓子店、酒店、乾物屋、茶屋、玩具店、書籍店、家具店、自転車屋、ラジオ小売店、時計屋、靴屋等
㋩飲食店
食堂、料理店、喫茶店、カフエー、バー、鮨屋、蕎麦屋、おでん屋等その場所で客に飲食させる店
㋥製造小売業
菓子屋、パン屋、アイスキャンデー屋、惣菜屋、仕出し屋、餅屋、桶屋等その店で製造した商品をその場所で直接個々の一般消費者に小売する店。
3. 代理商、および仲立業

調査の範囲に入らないもの
1. 仕入販売業
㋑街路上にある店、屋台㋺神社の境内又は公園内にある恒久的でない店㋩行商人、旅商人㋥駅のホーム内又は劇場、映画館の中にある売店㋭官公庁、学校、会社、工場等の中にある厚生施設の売店
2. 他の産業に入るもの
㋑金融業、証券業、不動産業㋺製造卸売業（工業）㋩倉庫業、保管業㋥電気業、ガス業、水道業、衛生業㋭サービス業（例、旅館、洗濯業、理髪業、自動車修理業、広告業、貸本業、葬儀屋、火葬業）㋬穀類賃加工業㋣綿打直し仲介業㋠物交所㋷待合、芸者屋、パチンコ屋、看板屋等

準備調査
調査対象を完全に把握するために商業調査員が先ず担当区域内の各商店を巡回して次に掲げる甲調査と乙調査とを区分する準備調査簿の作製をします。

商業調査票の甲と乙
調査票甲
法人組織の商店と、常用労働者を使用する個人商店がこれに該当し、申告義務者の申告（自計申告）によって次の事項を調査します。
①商店名②商店所在地③本支店の区別④経営組織⑤業名⑥業態⑦売場面積⑧従業者数⑨資金借入先⑩商品手持額⑪商品仕入先⑫商品販売先別売上額割合⑬商品の年間売上額⑭商品別売上額等⑮修理料及びその他のサービス料⑯営業支出額⑰帳簿組織
右の中⑫⑬と⑮⑯は昨年九月一日より本年八月三十一日までの一ヵ年間の実績を記入し⑭は本年八月一ヶ月間の実績を記入すること。
記入に当っては調査票の表と裏とをよく読んでから記入すること。
用紙は上質紙と、並質紙との各一枚を以って一組とします。

調査票乙
個人経営で常用労働者を使用しない商店がこれに該当し、準備調査と同時に乙票により次の事項を調査員がききとり調査（他計申告）します。
①商店名②商店所在地③従業者数④業名⑤商品売上額⑥主要商品名
右の中⑤は八月一ヶ月間の商品売上額（手数料修繕料等を含む）の実績を記入すること。

調査の単位
営業所（商店）がある場所ごとに個々に調査します。

一般注意
休業中のものも調査の対象となります。（此の場合従業者数は休業直前の数を記入します）
記入に当っては青又は黒インキで記入しボールペンは使用しないこと

調査に御協力を
今回の商業調査に際し調査員が各商店を訪問いたしますが、調査員の御骨折も大変と存じますので絶大な御協力を得て本調査を完遂いたしたいと存じます。

【庶務課】

子供にとっての生涯の宝
歯の衛生に注意しましょう

健康ほど私達に幸福をもたらすものはありませんことにわが子がすこやかに育つことは、親にとって最大の喜びです。ところがその健康は時として小さい節穴のような一寸した不注意から損われます。その節穴の一つは歯です。むし歯ぐらいと放っておいて、あごやほほに危険な病気をおこしたり、胃腸、心臓、腎臓、関節など全身病を起すことは珍らしくありません。

美しいことは、自分はもちろん相手にもよい感じをあたえます。清潔な歯さくら色の歯ぐき、きれいな歯ならびこそ健康のシンボルであり、また母の愛の結晶として、子供にとっての生涯の宝となるでしょう。

○子供の歯を丈夫にするため妊娠中はふだんより多くの栄養が必要です。母は出生する子の健康のため、むし歯や歯そうのう漏を完全に治しておくことを忘れてはなりません。赤ちゃんの乳歯は妊娠三十五日頃からでき始め、四、五ヶ月頃から硬くなります。つまりお母さんの栄養が適当であれば、子供の歯も丈夫につくられるわけですそれにはどんなものでも好き嫌いなく喰べましょう。

○母乳で育つころには、もうあごの骨の中で大人の歯（永久歯）が育っています。お母さんの摂取する栄養が直接子供の歯に影響しますことに人工栄養の場合は、栄養がかたよりやすいから注意が大切です。離乳した後は偏食させないように注意し、歯が出揃うにしたがってだんだん硬いものをあたえ、よくかむ習慣をつけましょう。

○歯をみがくしつけ
①歯が出揃う頃から初めはお母さんがみがいてやり、だんだん自分でみがけるように導き、朝起きた時と夜寝る前にみがく習慣をつけましょう。
②歯磨はあまり刺戟が強くなくて、粒子のこまかい予防になる薬を入れたものを選んで使いましょう。歯刷子は小型で毛束の間がすいているものを選び、使った後はよく洗って乾かしておきましょう

○口の病気は自分では気がつかないことが多いのです。早く見つけ、早く治せば費用や時間も少くてすむわけですから年二回ぐらいは歯医者に診てもらいましょう。

【衛生課】

小田原市物産展示会並びに包装紙コンクールの開催

当市の優良物産並びに包装紙を一堂に展示して各方面に紹介し、その品質及び技術の向上を図る目的で、県、市商工会議所の共催により小田原市物産展示会並びに包装紙コンクールを次の要領で開催いたします。関係業者は振ってこれに参加出品して下さい。

開催要領
一、会期　九月十七日より九月二十一日まで
二、会場　中央公民館
三、出品申込先　市役所商工観光課商工係
四、出品申込期限　八月三十一日限り
五、出品物搬入期日　九月十六日
六、出品物範囲　①木製品②竹製品③蒲鉾④菓子⑤漬物⑥その他工業生産品⑦包装紙
七、出品出来るもの　出品者は原則として生産者であること
八、出品料　無料
九、審査並びに褒賞　出品物は主催者が委嘱する審査員によって審査し、特に優秀なものには賞状及び賞品を授与する。

【商工観光課】

農産物の共同出荷をいたしましょう

農産物の共同出荷の有利なことは農業を営んでいる人々であればよく御存知のことと思われますが従来これが実施にあたっては仲々考え通りに行われませんでした。しかし昨年組織された園芸組合が本年の水田裏作に茄子を栽培して東京市場に出荷し、異例の大成功をおさめました。これは本市で組合組織による本格的出荷をした最初でありまして、この成功は関係者が一致団結して品質の保全、集荷、輸送等に万全の努力をしたからであります。

去る八月七日、茄子出荷反省会を中央公民館に開催し、県、市場、組合関係者約百名が出席し、今回の共同出荷について報告発表を行い関係者の批判を仰ぎました。

又八月六日舟原農事研究会が市との共催により中央公民館で西瓜試食会を開催し、小田原市場関係及び消費者代表を招き舟原西瓜について試食の上、多数の意見を聞き、品質の向上、技術の改善を図りました。本試食会で舟原西瓜は、検糖器による甘味包有量は申し分なく、味覚、品質等について好評を博しました。

現在舟原の西瓜は（舟）の銘柄により共同出荷の形をとり、良い品を多数市場に送るよう計画しております。

このように今後農産物の出荷は共同出荷によることが得策でこれにより良品を有利に販売することにより農家経済を潤すことになり、農業経営を合理化する事が出来ます。

【農林水産課】

警察予備隊員（保安隊員）の募集について

五月二十七日法律第五十号により、警察予備隊の警察官募集事務の一部が市町村長に委任されました。今回は講和条約の発効に伴う内外の情勢に対応して、予備隊員を増強すると共に任期満了による退職者の欠員補充等のため、次の通り二等警査を募集することになりました。

希望者は市役所庶務課にお尋ね下さい。

一、募集受付期間
八月十日より
九月十日まで
二、応募対象者
満十八才以上満二十五才未満の男子（昭和二年十二月二日生より昭和九年十二月一日生まで）
三、募集隊員
二等警査
四、試験日
九月二十日より九月二十日五の間
五、試験場
小田原、横浜、川崎、久里浜、厚木
六、入隊
十二月十日

【庶務課】

名前、生年月日は戸籍簿通りに書きましょう

市民の皆様に御協力いただいた住民登録の届書は現在整理しつつありますが、届書の記載に共通の誤りが見受けられますので、誤り易い点を御知らせしますから御留意下さい。

氏名――名は出生届により戸籍簿に記載されている名が正しいのですから改名の手続をしないうちは戸籍簿にのっている名を使って下さい。女の人の名が片かな、ひらがな、変体がな等である場合、戸籍簿に記載されている通りに書いて下さい。

生年月日――実際の生年月日と戸籍簿の生年月日が異う人があります。これは戸籍簿にのっているのを使って下さい。しかし、実際の生年月日に改めたい方は戸籍訂正の手続をすれば改めることができます。

本籍――戸籍法で本籍は転籍、分籍をすることが出来ますように、女の人が結婚して男の姓を称する場合は婚姻届を出すと姓が変り、同時に本籍を、婚姻を結んだ男の現在の本籍に定めるか、あるいはその夫婦が新しく定めた場所が新本籍になります。実家の本籍を使うのは誤りです。

筆頭者の氏名――筆頭者は形の上では以前の戸主に相当するものですが、いわゆる戸主権のない現在では内容を異にしています。

筆頭者とは戸籍の一番初めに記載されている人のことで、ただ戸籍の見出しの役目をしているだけのものです。

昭和二十三年一月一日以後に婚姻届を出された人で夫の姓を称してゆく婚姻の場合は夫が筆頭者になり、妻の姓を称してゆくときは妻が筆頭者になります。（この場合、原則として新らしく夫婦について戸籍が編製されます）

また、婚姻の時期が昭和二十二年十二月三十一日以前であっても、親または兄等と同籍であった夫婦に、その後、子の出生がありますと、子の出生届とともに新しく戸籍が編製され、夫または妻が新しい戸籍の筆頭者となります。

なお、昭和二十二年五月三日以後は家督相続の制度が廃止されましたのでその日以後に従前の戸主の死亡がありましても、その戸籍は従前の戸主が筆頭者です。

戸籍の手続等についてはすべて本籍地と筆頭者の氏名を必要とし、（これを戸籍の表示という）戸籍簿はこの戸籍の表示により整理されていますので戸籍上の諸種の届出をするときはこれを正確に知っていただく必要があります。

【庶務課】

国連弁論大会に入賞

日本国際連合協会神奈川県本部では本部結成一周年を記念して「国連弁論大会と映画の会」を各支部と共催のもとに、十三日横浜市伊勢佐木町オクタゴン劇場で開催した。出場弁士は各支部から選出された十二人の精鋭で千余の聴集に多大の感銘を与えた。本支部から出場した青年団連盟の木村朝次君は「日本の安全はかくして守れ」の題により熱弁を振るい、見事三等二席に入賞した。

国民健康保険で診てもらうには(第三回)

前回に引続きまして今回は処置料と、理学的療法料をお知らせ致します。(一点は十一円五十銭、被保険者は総額の半分を支払うこと)

処置料

創傷(火傷、電撃傷、薬傷、凍傷を含む)及び皮膚科処置

註、創傷及び皮膚科処置とは患部の消毒、薬液薬剤の塗布、ガーゼ、繃帯の装用等であって切開、創傷処理等手術を行つた後、第二診以後の患部に対するいわゆる繃帯交換がこれに該当します。

患部の範囲

イ、一指趾若くはこれに準ずる範囲のもの 二点—三点

ロ、手、足或はこれに準ずる範囲のもの 三点—四点

ハ、手及び指或は足及び趾に亘るもの 四点—五点

ニ、半肢或はこれに準ずる範囲のもの 五点—七点

ホ、頭部或は頸部又は顔面の大部分に亘るもの 五点—七点

ヘ、一肢或はこれに準ずる範囲のもの 六点—一〇点

ト、二肢或は全腹又はこれに準ずる範囲のもの 七点—一五点

チ、軀幹の大部、或は軀幹の一部並に四肢に亘るもの 一〇点—二〇点

泌尿器科処置

イ、尿道洗滌 二点

ロ、尿道ブジー挿入 二点

註、使用薬液料を含む。

ハ、誘導ブジー挿入 六点

註、尿道狭窄切開はこれに該当する。

ニ、尿道側管治療

1.外尿道側管 五点

2.内尿道側管 二〇点

註、側管膿瘍切開はこれに該当する。

ホ、摂護腺(前立腺)按摩 二点

ヘ、摂護腺(前立腺)冷温榻(水又は氷で冷したり湯で温めたりする治療) 四点

ト、導尿

1.単純なもの 二点

註、カテーテルによる場合

2.尿道拡張法を要するもの 八点

註、ブジーにより尿道拡張と導尿を併用する場合

チ、留置カテーテル設置 五点

リ、膀胱穿刺 二〇点

(以下次号)

【国民健康保険課】

急激に増加した自転車の盗難

=市民の皆様に御願い=

本年四月以来市内の自転車盗難は急激に増加してまいりましたので市警察では、この種犯罪の防止と検挙に色々苦労しています。そこで警察としてはこの事について市民の皆様に次のようなお願いをし、御協力を煩したいと存じます。

先ず自転車を屋外に置かれる場合は必ず鍵をかけていただきたい。

本年四月一日より六月末日までの間当小田原市警察管内に六十五台の自転車盗難事件がありましたが、鍵が掛っておって盗まれたというのはたった一台でありました。それも全く監視の届かぬ所に三時間以上も放置してあったからであります。

次に自転車には彫刻か、もしくは少くともペンキで住所氏名を後部に書いて置いていただきたい。

現在、小田原警察署に八十台、足柄警察署に一台、盗難にかかって乗り捨てられた自転車が拾得されています。しかし所有者が判らないためにお返しすることが出来なくて困っております。ペンキで書いてあれば一旦はがされても判読することができ且つあやしいと思って質問する場合にも非常に役立ちます。

以上二つの点をお願いします。

【警察本部】

災禍を再び繰り返すな

「車輌予防旬間」を終って

去る七月二十一日より三十日までの十日間、関東一円及び山梨県に亘って消防機関と東京陸運局の共同主催で「車輌火災予防旬間」を実施しましたが当市消防本部でも全職員を動員して管内の各駅、車庫、車輌などの査察を行いました。

その結果、各駅の管理は概ね良好で、前回の旬間に比して格段の向上を認められました。

つきましては、市民の皆様も、乗物利用に際して禁じられた事項、例えばガソリンなどの危険品を持込んだり、禁煙区域内の車内で喫煙したりすることのないようにし、乗務員と協力して、今までに、しばしばおきたあの悲惨な事故を再び繰返さないようお互に気をつけて下さい。

【消防本部】

病害虫の駆除に努めましょう

本年の水稲は挿秧期にダイナ台風の襲来により被害を受けましたが、其後の天候は順調でありましたので現在の成育は概して良好であります。

これからは台風発生期に入りますので台風来襲後の病害虫の発生には特に注意して早期発見に努め万全の措置を講ずる必要があります。

現在では一部、二化螟虫の発生を見て共同防除を行つている所もあります今後発生を予想される病害虫の駆除方法について述べますと、

一、稲熱病(葉いもち、穂首いもち)石灰三倍ボルドー液撒布

一、白葉枯病 全右薬剤撒布

一、うんか。かめむし。いなご。BHC粉剤及び水和剤撒布

をそれぞれ実施することですが、防除については各地区毎に防除班が組織されており、農薬は地区農業委員会又は農業協同組合に備蓄されておりますので共同撒布しようとするときは農業委員会に申し出て下さい。なおその場合、薬剤代価の半額を補助いたします。

【農林水産課】

議会日誌

七月七日 市内小、中学校の施設に関し、文教委員会現地視察

七月七日 拘置所移転問題につき、守屋拘置所対策委員長法務府へ

七月十一日 湯河原、小田原間有料道路につき陳情のため、真壁建設委員長神奈川県庁へ

七月十一日 大同毛織工場誘致に関し、杉山、原両工場誘致委員神奈川県庁へ

七月十二日 市内の土木工事進捗状況視察のため建設委員会現地へ

七月十七日 城東高校工業科設置に関し協力方懇請のため、井上文教委員長、岡田同副委員長、酒匂、国府津、湯河原方面へ

七月二十一日 報徳会館建設につき、米山副議長神奈川県庁へ

七月二十二日 御殿場線県道改修陳情のため、野島経済委員長神奈川県庁へ

七月二十三日 御殿場線県道改修陳情のため、野島経済委員長通産局へ

七月二十四日 土地改良事業に関する用地問題につき野島経済委員長小田急本社へ

七月二十四日 湘南五市教育委員長会議出席のため、井上文教委員長茅ヶ崎市へ

七月二十四日 動物檻構造調査のため、小沢議員鎌倉及び東京へ

七月二十五日 県下市議会議長会議出席のため山橋議長、米山副議長鎌倉市へ

七月二十八日 報徳会館建設につき、米山副議長神奈川県庁へ

七月二十八日 災害復旧陳情につき、土肥、岡田山崎各経済委員神奈川県庁へ

七月二十九日 競輪場外売場視察のため、府川公営事業副委員長、関野、池田同委員横浜、川崎、横須賀、平塚各場外売場へ

七月三十日 夏季健康学園児童慰問のため、文教委員一行湯本初花荘へ

七月一日より同月二日まで全国競輪主催地議会議長会役員会に出席のため山橋議長千葉市へ

八月二日 角田神奈川県副知事逝去弔問のため、米山副議長横浜へ

八月四日 故角田神奈川県副知事告別式に列席のため、山橋議長横浜へ

【市議会事務局】

廣報委員会版

小田原市広報委員会

小田原市役所内

市民の声を聴く

広報委員会主催の各地区「市民の集い」

七月八日、久野公民館で久野地区「市民の集い」を開催、話題を市政一般とし、市政万般について市民の意見、要望をきき市当局者がこれに応答し真剣且つ熱心に一夜を懇談した。

当夜の参集者約三十名、八時四十五分から十時三十分まで凡そ二時間にわたっての会合であった。開会に先だち、幻灯「郷土の開発」「仕事と栄養」及び「日本の風景・佐渡」を上映した。

主催者側の挨拶に引き続いて、担当課長より「納税貯蓄組合について」の大略説明があって、市政に対する質疑に入った。

【問】牛馬車の税金は、農家と業者の区別はないそうであるが、業者のそれと自ら使用目的の異る農家の牛馬車は無税にしてもらいたい。

〔答〕牛馬車税は牛馬車という物件を所有していること自体にかかる税金であって、それによる所得の多寡と関係はない。

なお、この回答に関係部長が補足して、大体、本市財政において税金の占める割合は、総収入の半分である。われわれ市当局者としては地方税法に規定されている標準だけは是非いただきたい。従って現在のところ農家の牛馬車の税金の減免ということは困難である。

【問】学校衛生の面について、手を洗えというような御注意があるが、手洗等の施設が充分になされていない。

〔答〕唯今、学童十人に対し一本の割合でクレゾールを無償配給し、手洗い運動をやっている。この薬品の代は約二十七、八万円、衛生課としてはできる限りの手を打っている。

【問】PTAの会費と税金と二重の負担をしている。これを一本とし、教育費を増してくれ。

〔答〕PTAの会費を税金としてとったらというお考えは、直ちにそうするということは困難である。

【問】PTAが映画会を催した場合、入場税をとられるが、学校施設の資金獲得を目的として開催するのだから免税になるようできないものか。

〔答〕入場税は県税であり、法令に基いて徴収しておるので、市から話してもこれはできない。

その他種々質問、意見があった。

七月二十二日 駅前日本相互銀行小田原支店階上で緑地区「市民の集い」を開催、話題は前開催地区同様。参集者約五十名。午後八時二十分開会、主催者側挨拶の後、出席者の紹介に続いて担当課長の「納税貯蓄組合について」大略説明があり、質疑に入る。

【問】市税だけの納税組合を、又は県税だけの組合を作るのか、或は綜合したものを作るのか。

〔答〕その施設は一本であり、組合は国、県及び市税のいずれをも扱う。

【要望】吉野病院横の道路改修を市有地の方だけ実施していただけば消火栓を利用できるので、一日も早く着手して貰いたい。

【問】吉野さん横の道路の敷地になる私有地は、買収することが当然だと思うが如何。

〔答〕吉野病院横の私有地の買収は一方的にやることができない。

【問】出水のときお濠の水の出口はどうなるか。

〔答〕お濠の水の出口の水路は唯今拡張工事をやっている。

【問】市民病院の建設はどうなっているか。

〔答〕建設の希望はある唯、財源、土地の問題等解決しなければならない先決問題があるが、とに角前進を続けている。

その他種々の質問があり十一時終了した。

なお、当夜のアトラクションとしてレコード演奏による「小田原の民謡とその解説」を開会に先だち約三十分行った。

八月八日 荻窪公民館で荻窪地区「市民の集い」を開催、話題は例によって市政一般、当夜の参集者約四十名、八時から十時三十分まで約二時間半にわたり懇談した。

主催者側の挨拶に初まり担当課長の「納税貯蓄組合について」大略説明あって後、質疑に入る。

【問】この貯蓄は一ヶ年の納税額を予定して頭初において一度につみたてるのか。

〔答〕頭初においてつみたてることは勿論結構なことだが、税金は各納期に納めていただくので、それに間に合うように積み立てればよい。

【問】金融機関は指定されているのか。

〔答〕法においては取扱金融機関の範囲が定められている。しかし、これは殆んどすべての金融機関にわたっているので、どの金融機関に預入するかということは規約で定めればよい。

【問】固定資産税の評価につき、同じような建物で非常にデコボコがあるようですが如何でしょう。

〔答〕本年の評価方法は再建価額を求めるということが建前となり、次に減価(年数、損傷程度)を計算する。年数ということは昨年は余り見られなかった。更に地域差が加味されてくるので本年はデコボコというようなことはなくなると思う。

【問】火葬場の灰は如何に処理するのか。

〔答〕政府の指定業者に売却する。

【問】現在の伝染病院の位置は悪いと思う。山際へもって行ったら如何。

〔答〕何処へ持っていっても位置の問題はでる。

その他色々の質疑応答があった。

塵もつもれば山となる

ゴミ箱を置いて下さい

昔から「塵もつもれば山となる」とはよく言ったもので小田原市の各家庭から掃き出されるゴミは、市で集芥する一日の量だけでも約八〇〇〇貫これを焼却及び埋立とし、他は自家処理を行っています。部屋や庭を掃除したときのゴミ、八百屋の野菜屑、映画館の紙屑などがこんなに大量なものになるとは全く驚いたものです。そんなわけで、各家庭ごとにみた場合のわずかなゴミでも、これが市全体となると大変な量となります。

市で集芥を行っている戸数は、一一、五〇〇戸で農家世帯をのぞいては殆んど集芥しています。集芥に当っては一日でもこのため、市民の皆様に御迷惑をかけては申訳ないと直営で毎日、作業員三十二名、手曳車二十四台、トラック三台でゴミを焼却場や埋立地に運んでおります。ゴミは各家庭ご庭に溜らぬよう収集回数を多くすることが都市清掃の理想ですが、現在、市の集芥能力では各地区を平均四日おきに集芥することで精一杯です。しかし、これも現在の焼却炉能力五、〇〇〇貫に新たに五、〇〇〇貫程度の炉を一基増設する計画がありますので、これに伴って何等か打開の途も講じられると思います。

いくら人智が進んでもゴミだけは人間生活からなくしてしまうわけにはゆきません。それ故、市ではゴミの処理について、少しでも理想に近づけたいと工夫努力をはらっています。それには更に皆様の御協力を御願いします。

1.ごみ箱を置いて下さい。

一両日分のゴミで一杯になる古なべや古バケツをゴミ箱代りにすると、市が集める三日目又は五日目が待ち切れなくなり路傍や、空地又は川の中に捨てる結果となります。必らず大き目のゴミ箱をおいて下さい。

2.ゴミは区分して箱に入れて下さい。

ゴミは焼却炉で燃える物と、燃えないものと区分し、燃えるものだけをゴミ箱に入れて下さい。燃えないものは別に一定の場所において集芥人が集めにきたときにお渡し下さい。

【衛生課】